

PARTNER

区民・自治体・建設業者・職人

公契約条例 学習パンフレット

パートナー

公共工事の
新しいルール
「公契約条例」で、
安心安全な足立区を
共に創りましょう



建設技能者の減少
は生活基盤整備、
地域防災など区民、
自治体にとっても
大きな問題です。

2012 Tokyo Doken Adachi

建設業の危機 …それは

はじめに



2011年3月11日午後2時46分、未曾有の地震と津波が東日本全体を襲い、一瞬にして人々の命と暮らし、財産と町々を奪い去りました。一刻も早い復興を願わざにはいられません。また同時に起こった原発事故による放射能被害は今なお続いており、建設労働者が懸命の作業を行なっています。ひとたび災害が起きると建設業の役割が目に見えて高まります。しかし、長引く不況とダンピング受注、低賃金と低単価により多くの建設業が疲弊をし、建設従事者の離職が止まりません。実にピーク時から30%も減少しているのが実情です。建設従事者は社会的な財産です。このままの状況でいいのでしょうか。

この冊子を多くの方にご覧いただき、私たちの生活基盤であるインフラ、国土保全と地域防災、そして建設業者の健全な経営、建設従事者の確保を共に考えていただければ幸いです。

1

全国で建設従事者が200万人も減少 足立区では3人に1人が55歳以上

足立区では10~20代の若手建設職人が39.8%減少

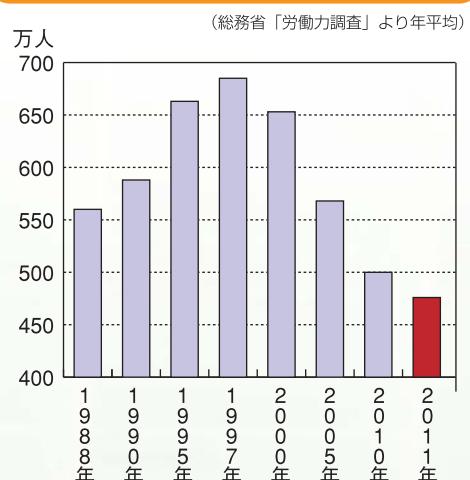
総務省の平成22年（2010）国勢調査結果が発表されました。建設業従事者が1998年（H10）685万人から447万人に減少し、特に年代別では10~20代の青年労働者は48.4万人（構成比10.8%）となりました。若手従事者の減少が言われて久しい中、他産業の青年層（16.6%）に比べ著しい落ち込みを如実に示す結果となりました。

そして、足立区では、住民が10%も増加（2000年617,123人、2010年683,426人）しているにも関わらず、建設従事者は、10年前から31%減の22,689人、青年層にいたっては39.8%減の2,475人に過ぎない実態が明らかになりました。

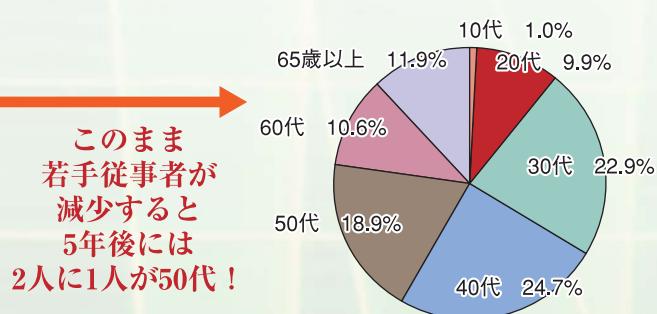
足立区 建設従事者年齢構成（総務省国勢調査）

年齢構成	平成12年	平成17年	平成22年
15~19	472	301	234
20~24	1,898	1,410	812
25~29	3,843	2,313	1,429
30~34	4,133	3,870	2,041
35~39	3,398	3,913	3,166
40~44	2,829	3,196	3,173
45~49	3,311	2,620	2,438
50~54	4,206	3,059	2,026
55~59	3,957	3,607	2,263
60~64	2,721	2,959	2,404
65~69	1,509	1,651	1,634
70~74	467	713	707
75~	156	242	362
勤労者数	32,900	29,854	22,689

建設従事者数の推移



平成22年足立区の建設従事者年齢構成比



区民、自治体にとっても大きな問題

2

低入札で区内業者も疲弊

建設業の倒産件数は23区最悪のワースト1

数をこなさなければ利益が出ない

落札率の悪化、低入札によって区内業者も経営に苦慮しています。この状況に区内のある業者は、「利益が薄く、結果として数をこなさなければ通常の利益を確保できない…」と自転車操業の実態を嘆きます。

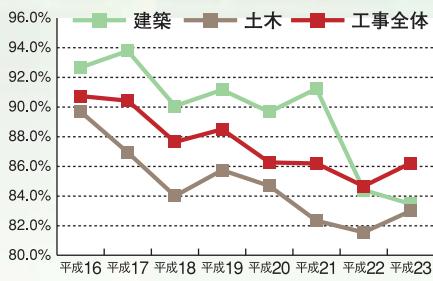
東京23区平均の2倍!
足立区における建設業者の倒産件数

(負債額1千万円以上の倒産件数)
<2007年4月~2012年5月>



*資料出所：帝國データバンク ※23区の総倒産件数は1523件

足立区の工事契約(入札)落札率の推移



※平成23年は4~12月末 ※資料：足立区契約課

足立区工事契約に係る低入札調査委員会開催状況

	総件数	低入札件数	低入札割合	落札取消件数
平成20年度	155	4	2.6%	1
平成21年度	221	11	5.0%	2
平成22年度 (10月まで)	108	13	12.0%	2

3

事故が多発

落札率の低下で安全管理費もままならない

現場誘導員の未配置が被害を大きくさせた

低入札は安全管理費、人件費の削減に直結します。特に建設業者の死亡事故は増加しています。2008年8月5日に起きた集中豪雨による「雑司が谷下水道マンホール事故」は、5人の作業員が流れ亡くなりました。残念な事にその内3人が足立区住民でした。2次下請業者は2万2100円の単価契約で工事を請負い、労賃、機械リース代…、これでは安全管理費に回すお金はありませんでした。

足立区のある建設業者は「今の公共工事は、行政の担当者がしっかりととした安全管理費を計上していない」と不満を述べ、「それにも関わらず、業者同士のたたき合い。結果として下請業者（労働者）にしわ寄せを及ぼしている」と指摘します。

安全装置を解除しての作業が常態化

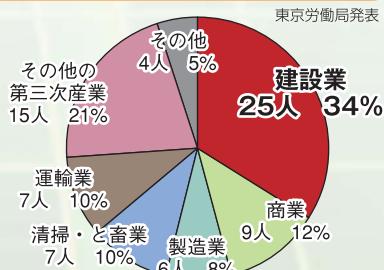
また、クレーン横転事故も多発しています。日本クレーン協会東海支部が会員にアンケートをとったところ「安全装置を解除したことがある71%」と回答しています。工期短縮が無理な揚重(ようじゅう)作業を招き、経費削減で適正な足場の鉄板数や安全作業員の配置不足が事故につながっているのです。長崎県土木部建設企画課は、「(低入札による)落札率の低下が事故発生件数を増加させている」と報告書をまとめています。(平成21年1月)



雑司が谷マンホール溺死事件

麹町・クレーン横転事故(2009年)

平成22年度業種別死亡者数(73人)



東京労働局発表

4

低賃金構造が若手技能者不足をまねく

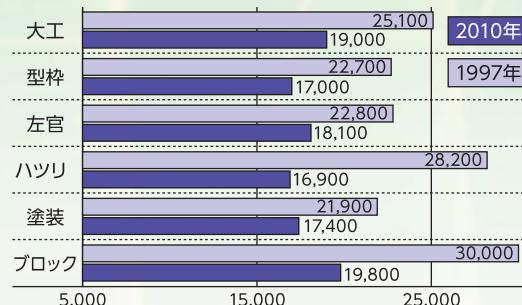
設計労務単価が14年間で30%下落

国土交通省の設計労務単価^{*}は、14年連続で下がり続け実に15年前（1997年・H9）の水準から30%のダウンとなっています。2010年7月に東京土建足立支部がおこなった足立区の公共工事現場調査では、型枠工で15,200円、左官12,000円、内装工14,083円といずれも設計労務単価を大きく下回るものでした。

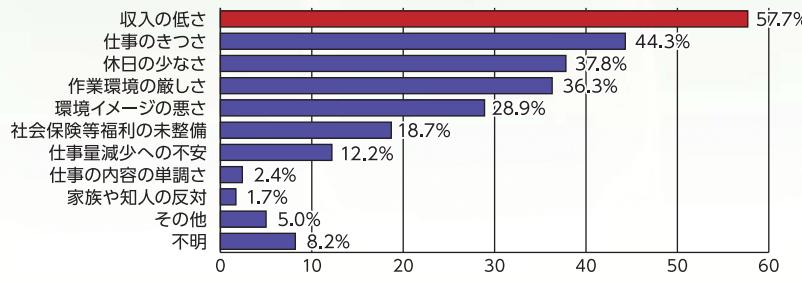
また、若手建設労働者が入職しない理由のトップに「収入の低さ」をあげ、日給月給による不安定収入が建設業離れに拍車をかけています。

^{*}公共工事設計労務単価とは、公共工事の積算に用いるための賃金単価（8時間就労）を指す。

公共工事設計労務単価が下がり続けている



若手建設技能労働者が入職しない理由



出所：建設産業専門団体連合会 建設技能労働者の確保に関する調査報告書（平成19年3月）

足立区耐震工事現場の賃金実態

設計労務単価（2009年東京）と現場賃金（日給）の比較

職種	積算単価	労賃	差額
型枠工	17,600	15,200	△2,400
左官	18,700	12,000	△6,700
内装工	17,800	14,083	△3,717
電工	18,600	17,000	△1,600
配管（給排水）	18,300	15,333	△2,967
交通誘導員	9,500	8,000	△1,500

（2010年7月 足立支部現地調査）

5

足立区も悲鳴

新規生活保護の4人に1人が建設従事者

ワーキングプアは喫緊の課題

足立区の生活保護率は3.62%で全都2位（都平均2.03、23区平均2.21）、財政上も厳しさを増しています。特に、働きながら保護を受ける世帯も増加傾向にあり、ワーキングプア問題は喫緊の課題となっています。その中でも、建設労働者が生活保護を受ける割合は24%、区内業種別就労率（7.5%）から見てもいかに多くの困窮世帯が増加しているかをうかがい知ることができます。

【足立区】生活保護世帯数推移（資料出所：数字で見る足立）

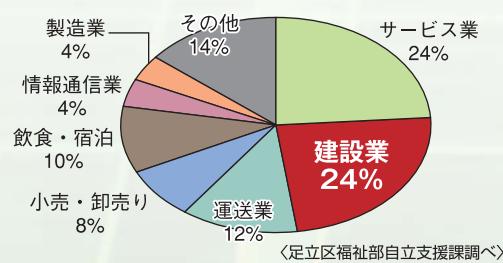
	世帯数	被保護人員	保護率
平成20	12,955	19,091	3.01%
平成21	13,911	20,430	3.19%
平成22	15,422	22,746	3.53%
平成23	16,674	24,795	3.62%

【足立区】生活保護世帯における就労世帯数の推移

（資料：福祉部千住福祉事務所）

	総数	常用	日雇	内職	その他
平成20	1,545	674	175	87	609
平成21	1,705	651	253	89	712
平成22	1,945	726	326	88	805
平成23	2,163	750	397	88	928

足立区生活保護扶助者の前職（H22.4-9）



（足立区福祉部自立支援課調べ）

区内建設労働者

22,689人・7.5%（H22年 国勢調査）

※卸売・小売業48,938人、製造業34,494人に次ぐ規模。

建設業者
が支える

暮らしと地域防災

生活基盤を築き、安心安全な街づくりを提供

東日本大震災により多くの地域で、停電やガス、水道の供給が停止しました。足立区でも計画停電をはじめ、一部地域では液状化や建物崩壊が生活と営業を直撃しました。

さて、地震をはじめ近年は集中豪雨などの自然災害が増えています。このような災害時に復旧支援の先頭に立つのが建設業者です。しかし、建設業者が大きく減少し重機を動かす人手がない、また熟練技能者の高齢化、若者の建設業離れが急速にすすみ、災害時の地域支援活動に支障をきたしています。

そんな中、私たちの生活を支える社会生活・経済基盤（インフラ）が老朽化し更新時期が急速に迫っています。

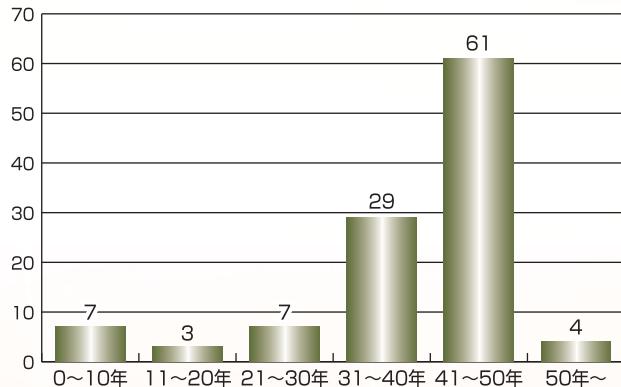


帰宅困難者の受け入れ(梅島小学校 2011年3月11日)

小中学校の老朽化

避難施設である小中学校が実に40%が築40年以上

●区内幼小中学校施設の建築年数別（総数111棟）

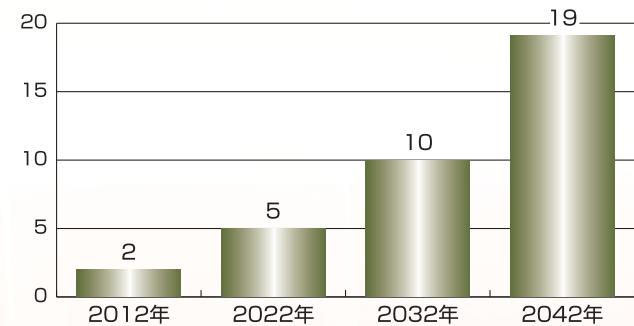


高齢化する橋梁（きょうりょう）

足立区が管理する主要な橋梁（35橋）のうち、建設後50年以上を経過した高齢化橋梁数の割合は、現在の2橋から30年後には19橋（全体の54%）まで急増します。

（資料出所：足立区道路整備室）

●50年以上経過する橋梁数の推移



ゲリラ豪雨発生回数

【気象庁HPから作成】

1998~2009
平均 233回



1976~1986
平均 160回



1時間降水量50ミリ以上の年間発生回数



川に囲まれた足立区は水害対策も急務
(平成11年8月末の集中豪雨で浸水した渋谷の地下街)

建設業のもうひとつの顔

ビューティフルウインドウ運動
(足立区の犯罪防止の取り組み)

建設業者もその役割を果たしています

法務省では、青少年の再犯防止として、協力雇用主制度を設けて就労支援をおこなっています。とりわけ建設業はその担い手となっています。区内でも協力事業主に登録又は就労支援事業場となって青少年を受け入れて、健康的で規律ある区民として社会に送り出しています。

●非行少年の「就労支援における協力雇用主」

	事業所数	割合
東京都全体	275	—
うち 建設業者	162	58.9%
足立区全体	6	—
うち 建設業者	3	50.0%

出所：法務省東京保護観察所（行政開示請求により作成）



震災後学校に通う子どもたち（2011年5月・岩手県大船渡市）



大工道具を届け建設職人を激励（岩手県宮古市）



私たち建設労働者 社会的な役割を 果たしてきました

東日本大地震

これからも応援しつづけます

津波により、現地の職人は道具を失いました。
復興の基本は、地元建設職人の自立が大切です。
組合では義援金の取り組みはもちろん、建築、
大工道具を集め被災地の建設職人組合を通じて
支援活動にも取り組んでいます。



三宅島帰島支援

2000年6月に三宅島雄山が噴火。その後全島民が避難しました。2005年に一部避難解除を受けて住宅修繕をおこない帰島を支援しました。大量の火山灰、シロアリの発生が大きな障害となりました。



床工事に奮闘する組合員（三宅島坪田地区）

新潟中越





は、 ケツパレ 東北！



沖地震と復旧作業



困ったときはお互い様さ！
助け合い…それが職人の心意気

2005年10月に起きた地震被害には、住宅修繕ボランティアとして足立支部から5人が参加しました。また義援金活動にも取り組み足立区を通じて魚沼市に募金100万円を届けました。



防災対策の要は、健全な地元建設業者の存在

震災自治体でもっとも早く復旧を遂げた宮古市視察

私たちは2012年4月16日、17日の2日間に渡って宮古市を中心に岩手沿岸部を視察。宮古市はガレキ処理では東京都が最初に引き受けた自治体でした。宮古市役所、復興推進室長の滝澤肇さんは言います。「災害時に地元建設業者、職人の存在は何にも勝る防災対策」「そのためには建設業者、職人を育てる政策を持つことは必要。それがあってこそいざと言うときの信頼と協力関係が築ける」と。



陸前高田の奇跡の一本松

阪神大震災

ブルーシートを持ち込み、住宅応急修繕と住宅相談活動で被災者を励ます。(1997年2月)



新しいルールで 何が変わる!? 公契約条例

賃金の下落に歯止めをかける

「公契約条例」は「公共事業における賃金確保法」とも呼ばれます。一言でいえば、「公契約条例」は公共事業に従事する労働者の賃金が、その地域の標準的な水準を下回らないように条例で規制し、労働者の生活賃金の保障をおこなうとするものです。（賃金の下限額の設定）

言葉を変えれば、税金から支出される公共事業費の内訳を明確にし、賃金分として積算された額がピンハネされることなく、適切に現場労働者の賃金として渡される仕組みでもあります。

このことは労働者のみならず、公共事業を受注する業者・企業にとっても、コストの大半をしめる労務費に歯止めがつくられることによって、受注価格や単価の引き下げによらない「公正な競争条件」が整備され、企業経営の安定がかかるという点で大きな意義があります。

また、地域住民にとっても、適切な労務費の確保によってきちんとした工事が保証され、良質な社会資本が整備されるというメリットがあります。

2009年9月野田市、その後も川崎市（2010年12月）、相模原市（2011年12月）、多摩市（2011年12月）と「公契約条例」が制定され、全国の自治体で議論が広がっています。

そして、2012年6月に都内23区初となる条例が渋谷区で成立しました。条例制定は、大きな流れとなっています。

公契約条例制定自治体

成立	自治体名	人口
2009	野田市	157,401
2010	川崎市	1,431,409
2011	多摩市	144,295
2011	相模原市	719,840
2012	渋谷区	199,626
2012	国分寺市	117,021

RICE 一般財団法人
建設経済研究所が
(政府系研究機関)
レポートを発表
**労働環境の整備に
公契約条例は必要**

2012年4月の建設経済レポートでは、競争の結果として賃金にしわ寄せをすることは避けるべきと指摘。建設技能労働者を確保・育成していくには、労働環境を改善することが不可欠である。その上で、公契約条例はその改善の一助であると報告しています。



アメリカでは老朽化した橋が落下

全国の道路橋の未点検83%

■ 技術者不足は国民の命に直結する

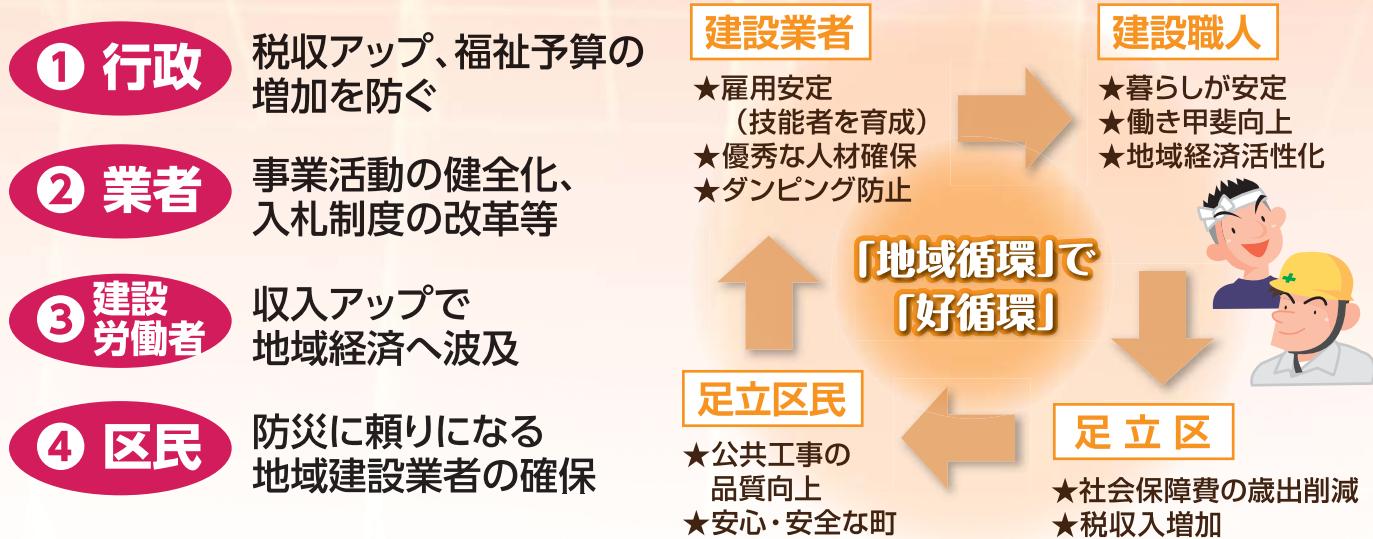
NPO建設政策研究所（理事長 松丸和夫 中央大教授）の調査では、全国の市区町村で道路橋の点検は83%未実施。未実施の主な理由では、①技術力不足（65%）②財政問題（62%）③技術者不足（50%）となっています。



2007年8月1日、ミネソタ州ミネアポリスで、ミシシッピ川に架かる高速道路橋が、一瞬にして崩壊しました（築40年、全長581m）。この事故により60台余の車両が転落、死者は13人、負傷者は100人を超えました。

の制定をめざしています

地域循環型の経済システムの構築



1 若手技能者の入職と育成に寄与

賃金の下落が防止され、若者に魅力ある建設産業が作られます。若手技能者が増えることにより、技能と技術が継承できます。また、元請業者は下請労働者の賃金を担保するために、4次、5次と渡る下請業者構造のメリットがなくなり下請構造が大きく変化します。この事により目の行き届く現場環境も整備されます。

2 良質な公共施設は区民にとって大きな財産

生活に無くてはならない道路、橋梁、上下水道、教育施設、避難施設等の良質な提供が出来きます。安全で丈夫な構造物は、メンテナンス費用を抑え、寿命を延ばします。結果として税金の負担軽減にもつながります。

3 中小建設業者の経営が安定

ダンピング受注（無謀な低価格競争）がなくなり、技術力や創造力など企業活動の「技」「質」で勝負する事ができます。区内業者にとって経営安定につながります。

4 自治体収入の増加、福祉予算の負担軽減

業者には適正な利益、労働者には安定した賃金が保障されることにより、地域経済を支える消費の増加につながります。循環型の経済により足立区の税収の伸びが見込めます。

条例の制定は、区民みなさ

地元建設業者・職人を守る取り組みが広がり始めています

足立区も動きはじめています

1 公契約制度検討委員会を設置…「公契約条例は必要」と答申

区は近年の低入札によるダンピング受注が横行し、下請へのしわ寄せ、経営および労働条件の悪化を招いている事を憂慮し、2011年11月25日に公契約制度検討委員会を設置し、4月に報告書をまとめました。

報告書では、「依然として下請業者や孫請業者のもとで働く労働者の賃金が最低賃金を下回っているという現状があるため公契約条例の必要性は大きいと思われる」としています。

2 入札制度の改革……2011年1月 低入札制度の変更

2011年1月から最低制限価格制度及び低入札調査制度の一部改正がおこなわれました。制限価格基準が一律化されると共にその範囲が広がったことにより低入札防止に寄与するものとなりました。また、低入札調査の対象額が引き上げられることにより、ダンピングの温床と言われる低入札調査の発注範囲が小さくなり低入札を防止する歯止めとして期待されます。

3 行政指導要綱の制定……2004年4月

足立区は、受注企業に対して法令遵守と共に公共工事設計労務単価（基準額）を参考にして公共工事の積算を行っていることを文書で明示し、業者に対して適正な契約（支払い）を促しています。



足立区議会も建設業界の健全な発展に向けて奮闘

1 函館市における公共工事の適正化等を調査研究

地元建設業者の経営と労働環境整備に、足立区議会の方々が行政視察（2003年）。その後、公共工事の適正化等の指導文書が初めて作成されました。



2 国に対して建設労働者の雇用環境改善を求める

足立区議会は公共工事で就労する建設労働者の条件を整備し、技能労働者の育成を図るように求める意見書を全会一致で採択。（2004年6月17日）

3 「公契約を考える足立の集い」には全会派の議員が参加

2010年11月25日におこなった「足立区でも公契約条例を考える集い」には、区民220人が集まり、足立区議会全会派から13人の議員のご参加を頂きました。

あいさつの中で、馬場信男区議は「『売り手よし、買い手よし、世間よし』の三方よしの近江商人の経営理念が自治体の契約の中でも必要ではないかと思っている。業者、働く者、区民の笑顔を取り戻すために奮闘したい。」と公契約制度全般について議論が必要との認識を表明しました。

んの理解が必要です

世界では当たり前「公契約法」=あの市場競争主義のアメリカにも…

労働分野の国際機関である『ILO（国際労働機関）』では、国際的な労働条約を作り、賃金や雇用条件について各国に勧告を行っており、日本も加盟しています。

条約が採択された場合、これを批准（その条約を受け入れ、その国に見合った国内法をつくること）するかどうかは加盟各國の意志にまかされています。1949年の総会で『公契約における労働条項に関する条約（第94号条約）』が採択され、2011年12月現在で主要先進国の61カ国が批准していますが、現在日本はこの条約を批准していません。

ILO第94号条約・61カ国が批准

フランス、イタリア、オランダ、スペイン、デンマーク、ノルウェー、エジプト、カメルーン、ケニア、シンガポール、フィリピン、イスラエル、トルコ、ブラジル etc.

※イギリスは1891年に『公正賃金決議』、フランスは1899年に『ミルラン命令』（公契約規制令）、アメリカは1931年に『ディヴィス・ベーコン法』が成立しております。公契約法より厳しい規制が行われている。

※アメリカは批准していませんが、国内法として整備している。

日弁連も「公契約条例制定」を求める国と全国の自治体に意見書提出

日本弁護士連合会は、ワーキンググループを人権問題として捉え、その是正にたって公契約条例の早期制定を求めていました。（2011年4月14日）

足立区議会の皆様

ご一緒に議論を深めましょう



自由民主党
渡辺ひであき区議



自由民主党
鴨下 稔区議



公明党
前野 和男区議



日本共産党
針谷みきお区議



みんなの党
浅古みづひさ区議



自由民主党
馬場 信男区議



自由民主党
ほっち易隆区議



民主党
長谷川たかこ区議



みんなの党
ただ 太郎区議

「公契約を考える足立のつどい」にご参加いただいた議員の皆様にお声掛けをし掲載をご承諾頂きました。ありがとうございます。

公契約条例学習パンフレット2012 〈非売品・部内資料〉

2012年10月〈改訂〉

発行元



東京土建一般労働組合足立支部 公契約条例推進委員会

〒121-0816 東京都足立区梅島1-2-26

TEL 03-5845-5011
FAX 03-5845-5014

表 紙

提供 足立観光交流協会
足立区観光写真コンクール入賞作品
「老舗だんご店」(赤塚栄吉)
「花畠の獅子」(鈴木信行)
「舍人ライナーと菜の花」(石井冽)
「パッション・ライツ」(古川靖史)